

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第6回 議事要旨

- 1 日時 平成25年1月21日(火) 15:30～17:15
- 2 場所 総務省 共用10階会議室
- 3 出席者(敬称略)

○構成員

長谷部 恭男(座長)、佐伯 仁志(座長代理)、森 亮二(座長代理)、木下 剛、木村 たまた代、古賀 靖広、高田 昌彦、高橋 克巳、北條 博史、森川 博之、山下 純司、吉野 充信

(欠席:柴崎 亮介、曾我部 真裕、長田 三紀)

○総務省

安藤 友裕(総合通信基盤局電気通信事業部長)

玉田 康人(消費者行政課長)、松井 正幸(消費者行政課電気通信利用者情報政策室長)、藤波 恒一(消費者行政課企画官) 森里 紀之(消費者行政課課長補佐)、増原 知宏(消費者行政課課長補佐)

河内 達哉(データ通信課長)、山口 修治(データ通信課企画官)、西室 洋介(データ通信課課長補佐)、藤井 裕子(データ通信課課長補佐)

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

ア 位置情報の利活用について

事業者からのプレゼンテーション

・NTTB P株式会社 取締役サービス開発部長 北條博史氏

・シスコシステムズ合同会社 専務執行役員 木下剛氏

イ パーソナルデータ検討会での議論について

有識者からのプレゼンテーション

・英知法律事務所 弁護士 森 亮二氏

ウ 緊急時と緊急時以外(ビジネス利用を含む)の位置情報の取扱いに係る整理の比較

について

事務局からの説明

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 位置情報の利活用について

- W i - F i の位置情報を使ったサービスとしては、利用者がアクセスポイントから実際に接続することで、事業者がそのアクセスポイントのエリアにいることを把握し、それに応じて利用者に情報を伝えるようなサービスの形もある。この場合、利用者にはサービス利用開始時に利用規約等において、位置情報を取り扱う旨同意をとることが可能。
- W i - F i の位置情報の利活用イメージとしては、大きく2つの分野に整理できる。1点目は、例えば防災や災害発生時の利用、あるいはオフィスや空港といった施設内における導線の分析・解析といった目的で、端末情報を統計分析等によって利用するシーン。2点目は、例えば観光のナビゲーションやショッピングモールといった施設内での案内・広告表示といったコンシェルサービス等、端末を所有している利用者の利便性向上を念頭に置いたもの。この場合は、O p t - i nによって、利用者に対してあらかじめ告知されることが一般的。
- W i - F i 通信において、端末情報（MACアドレス）というものは、基本的にW i - F i という通信技術を実現するために実装されている情報であり、端末とアクセスポイントとの間で端末を識別するために設けられているもの。これ自体は基本的に位置を特定するものではなく、MACアドレスイコール位置情報というわけではない。その端末がどのアクセスポイントに通信をしようとしているのか、または接続されているのかという情報をアクセスポイントの位置と紐づけることで、初めてマッピング、推定位置情報として得られることになる。
- 例えば携帯電話事業者が提供するW i - F i サービスの場合、当該事業者が提供する携帯電話端末からW i - F i サービスを利用すると、その際のMACアドレス等が携帯電話サービスの契約者情報等と紐づく可能性があるが、携帯電話サービスを提供していない事業者が提供するW i - F i サービスの場合、必ずしもMACアドレス等と端末利用者の情報とが紐づけられるような環境にはないため、この2つの場合については分けて考えるべきではないか。

- MACアドレスは、識別できる情報であって、特定できる情報かはグレーゾーンだと思うが、それ自体を保存することが問題なのか、その後の取り扱いを適正にすればよいのかは整理すべき課題の1つ。
- MACアドレスは端末に1つしかなく、その端末を持っている限り変わらないので、一旦ユーザー情報とアカウント情報と紐づけてしまえば、MACアドレスが収集されることで、いろいろなことがわかってしまう。そういう意味ではすぐに廃棄するなり安全に管理するなりが必要であるし、ユーザーに対してOpt-inする場合には、MACアドレスの性質や事業者内においてどういう情報と突合するのかということが明らかにされないといけないのではないかな。
- Wi-Fi位置情報の前提となるMACアドレスは、IDとしての識別性の高さがあり、かなり特殊な位置を占めているのではないかな。Wi-Fi位置情報の取扱いを検討するに際しては、特別な配慮を要するものとして検討したほうがいいのではないかな。

(2) パーソナルデータ検討会での議論について

- パーソナルデータ検討会において議論された個人情報保護法の改正に向けた見直し方針においては、法による保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化ということで、これまでは個人情報保護法による個人情報というのは、特定の個人を識別できる情報となっていたわけだが、これを実質的に個人が識別される可能性のあるものとするとなっている。この中には、実質的に個人を一意に識別することに利用されるIDのようなものが入ってくる。携帯電話の個体識別番号や、本検討会でも問題になっているMACアドレスもここに入ってくる可能性があり、位置情報の検討との関係でも重要。
- パーソナルデータ検討会の技術検討ワーキンググループにおいては、匿名化した情報を第三者提供規制の例外とし、利活用の範囲を拡大できないかということを検討した。具体的には、アメリカのFTCのスタッフレポートにおける考え方、すなわち、1番目は適切な匿名化措置を施している。2番目は匿名化したデータを再識別化しないことを事業者が約束・公表する。3番目にそれを第三者提供する場合には、提供先が再識別化しないことを契約で約束させる。この3つの要件を満たせば本人の同意を得なくても第三者提供してよいという考え方を日本で法改正に際して使ったらどうかということを検討した。2番目の提供者が識別化しないことを約束・公表するという点については、もともとこのアイデアが出された米国と違って、この約束を守らせる法的措置、法的手

段が日本にはないのではないか。したがって、これについては立法措置が必要ではないかとしている。また、3番目の契約において提供者、受領者間で識別化等を禁止するという点についても契約の履行を担保する法的手段がないとしている。そのため、これについても契約上の義務というよりは法律上の義務として立法措置が必要でないかとしている。

- どこまで匿名化した情報であれば、この第三者提供の例外にするかというレベル感についてはこれからの検討となっている。情報の性質によって違いがあるということも考えられる。

(3) 情報収集型のプライバシー侵害事例について

- これまでの日本におけるプライバシーのルールとしては、基本的に民事の裁判例しかない。本検討会で情報収集の場面が問題となっており、情報収集によってプライバシーが侵害される場面がこれまで裁判所でどのように整理されているかが参考になる。いろいろな事案があるが、わかりやすい例としてNシステムの事件がある。ここで裁判所はどのように適法性を判断するかというと、まずは取得される情報の性質がどのようなものかということ、それから、その情報取得、保有、利用する目的がどうか。それから、取得、保有、利用の方法がどうか。これを総合して判断しようと言っている。Nシステムは、いろいろなところに車両撮影用のカメラを設置して、ナンバープレートの部分だけを撮影し、どのナンバープレートの車両がどこを通ったかということを集積している。これは速度制限の違反があった場合にだけ撮影されるということではないので、特に現行犯法令等によっては正当化されない情報収集となる。まず裁判所はその情報の性質がどのようなものかということで、ナンバープレートについては秘匿性が低いと言いながら、車両を用いた移動に関する情報が大量かつ厳密に集積されると、個人の行動等を一定程度推認する手がかりとなり得るとしている。仮にNシステムの端末が道路上の至るところに張りめぐらされ、そこから得られる大量の情報が集積、保存されるような事態が生じれば、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報となり、国民の行動に対する監視の問題すら生じ得る。その点でNシステムによって得られる情報が目的や方法の如何を一切問わず収集の許される情報とはいえないことも明らかであると言い、やはりオープンな情報、秘匿性の低い情報であっても、目的と方法をチェックしないとだめだということで、目的と方法をチェックしている。裁判所としては、目的

も方法もいずれも正当なものであるとして、最終的にこれが権利侵害には当たらないとしているが、やはり位置情報として問題になるものについて、私人による収集ではなくて国家による収集という違いがあるにしても、公道での写真撮影というかなり粗い集め方であっても、裁判所がそのプライバシーの懸念を明らかにしているということは、この研究会との関係でも注意が必要である。

- ・ プライバシーに関する裁判所の考え方は、様々な要素を総合考慮して決めるということが多く、これを指針にして法制度を仕組むのはなかなか難しい。保護される情報の範囲を明確にして、例えば識別非特定情報についても法の保護の対象とした上で、それは正当な目的があって、その目的との関係でバランスがとれた利用の仕方提供の仕方であれば違法性はないという形で、段階を取り分けて物事を考えたほうが、わかりやすいのではないか。

(4) 緊急時と緊急時以外（ビジネス利用を含む）の位置情報の取扱いに係る整理の比較について

- ・ 位置情報の性質、主体、目的に応じて利用者に対する同意のとり方等が異なるというのは、そのとおりだと思うが、同意をとるかどうかということとその説明の仕方の問題というのは、独立した問題として取り上げるべきではないか。つまり、同意なく利用できる情報もあるかもしれないが、一方で、どうして同意なく利用できるのかということについて最低限の説明をする必要があるという場合もあり得ると思う。以前からも、実際の被害はないかもしれないけど、不安だという感覚があると指摘をされていて、それに対する対処というのは、多分同意のボタンを押すということでは解消できない問題であり、よりわかりやすい説明等をするということがおそらく一番の対応ではないか。

以上